

令和4年度 障がい者支援計画の進捗状況(概要)

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・広報

障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、市民や事業者など、地域のさまざまな活動主体に対する啓発活動に取り組んだ。また、外見からはわからなくても援助や配慮を得やすくなる「ヘルプマーク」の普及に努めた。

【取組例】

(1) あいサポート運動の実施	
【取組内容・結果】 ・新規あいサポーター数 1,279人（延べ6,391人） ・研修実施回数 33回（延べ192回） ・「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」と併せ、周知用クリアファイルを、市内の小学3年生に配布（286校、19,681枚） ・市内の109事業者に対し取組を依頼	【今後の方向性】 引き続き、市民や企業・団体等への周知方法を検討するとともに、あいサポーター及びあいサポート企業・団体の増加に努める。
【評価・課題】 市内の企業等に対して取組依頼を行っており、「あいサポート企業・団体」の認定を増やしていく必要がある。 前年度に比べ、あいサポーター数は増加しているが、継続的な取組が必要である。	
(2) ヘルプマークの普及	
【取組内容・結果】 ヘルプマーク配布数 10,649個 ・「福祉のあらし」及び本市ホームページに、ヘルプマークに関するページを掲載 ・「あいサポート運動ハンドブック」にヘルプマークに関する内容を掲載し、あいサポート研修にて説明 ・障がい者週間期間中、大阪市役所1階正面玄関ホールにヘルプマークに関する案内パネルを掲示	【今後の方向性】 大阪府と連携し、普及啓発に取り組むとともに、イベントや研修の場を活用し啓発を行う。
【評価・課題】 ヘルプマークが普及していくよう、引き続き啓発を行う必要がある。	

2 情報・コミュニケーション

障がいのある人が利用できる施策の情報や地域での生活に必要な情報等について、わかりやすい形での提供に努めた。また、視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成に努めた。

【取組例】

(1) 窓口案内での手話通訳及び手続支援の実施	
【取組内容・結果】 24区において遠隔手話通訳や手話通訳派遣を実施した。また、阿倍野区、平野区においては手話通訳が可能な職員による窓口案内を実施し、区役所内の手続きの支援を行った。	【今後の方向性】 引き続き、取組の周知に努める。
【評価・課題】 手話通訳が必要な方に対して周知する必要がある。	
(2) 手話奉仕員養成研修	
【取組内容・結果】 日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。(受講者680名、修了者467名、修了者率69%)	【今後の方向性】 引き続き全区で実施し、修了者率の向上を図る。
【評価・課題】 手話言語条例の制定等による手話への関心の高まりにより、受講者数が増加している。引き続き修了者率の向上を図る必要がある。	
(3) 点訳奉仕員養成事業	
【取組内容・結果】 点訳による意思疎通を行うための点訳奉仕員を養成する。(受講者9名)	【今後の方向性】 引き続き、取組の周知に努める。
【評価・課題】 引き続き効果的な募集方法を検討する。	

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

・福祉サービスを支える人材の確保や質の向上、成年後見制度等にかかる周知・啓発に取り組み、また、障がい者差別解消や虐待防止のための取組を推進した。
 ・各区障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を常勤配置するなど、困難事例や複合課題などに対応するための地域の人材育成や支援体制強化に取り組んだ。

【取組例】

(1) 社会福祉従事者研修の実施	
<p>【取組内容・結果】 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上を図るために、福祉専門職研修や福祉人材確保支援研修等を実施 ・社会福祉施設職員等に対する研修や市民を対象とした講演会等の回数 80回 ・延べ受講者数 8,200名</p>	<p>【今後の方向性】 効果検証を行い、引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上につながる取組を実施する。</p>
<p>【評価・課題】 引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質を向上させる取組が必要である。</p>	
(2) 障がい者虐待防止研修会	
<p>【取組内容・結果】 市民や施設従事者等を対象にR4.11.9障がい者虐待防止啓発講演会を開催。なお、期間限定のWEB配信もあわせて実施。(R4.11.14～R4.12.28) 参加者:38名 WEB配信申込者:919名</p>	<p>【今後の方向性】 引き続き同水準の参加者が見込めるよう効果的な講演会の方法や内容を検討する。</p>
<p>【評価・課題】 講演会について、集合形式だけでなく、WEB配信も追加した事により、多くの受講申込みがあった。</p>	
(3) 大阪市成年後見支援センター事業	
<p>【取組内容・結果】 ・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、広く制度を普及啓発するための広報物の作成を行った。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めた。 ・障がいがある本人向け制度説明用リーフレット(相談支援機関設置)の作成・配付 (年間1,075部) ・申立て支援ハンドブックの作成・配付 (年間959部)</p>	<p>【今後の方向性】 これまで作成した広報物の当事者団体との連携による改訂やインターネットでの情報発信の充実など、更なる効果的な広報周知方法について広報部会において検討していく。</p>
<p>【評価・課題】 対象者ごとに広報を行うとともに、まだ制度利用の対象となっていない人にも広く広報が必要である。</p>	
(4) 事業者等への指導監査	
<p>【取組内容・結果】 令和3年度より一部委託化をしている指定事務受託法人が単独で実地指導を行うよう契約内容を見直した。これにより令和4年度は、1,829件の事業所に対して実地指導を実施した。[参考:令和3年度751件]</p>	<p>【今後の方向性】 引き続き実地指導のICT化や一部委託化を実施することにより、実施件数のさらなる向上を図っていきます。</p>
<p>【評価・課題】 事業所数が毎年増加傾向にあることから、今後も計画通りに実地件数向上させる取組が必要である。</p>	
(5) 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応	
<p>【取組内容・結果】 福祉局運営指導課が通報・届出窓口となり、82件の相談・通報・届出を受け、局内各課で連携し対応を実施した。</p>	<p>【今後の方向性】 今後も引き続き関係課で連携し、適切な対応を図っていく。</p>
<p>【評価・課題】 前年度の112件より減の82件の通報件数であったが、虐待判断件数は前年度の11件より増の28件であった。</p>	

2 生活支援

障がいのある人が必要な時に障がい福祉サービスを利用できるように各事業を推進した。また、国に対しては、各サービスがより利用しやすいものとなるよう、事業の見直しや報酬改定を要望した。グループホームについては、重度の障がいのある人の支援体制の確保に取り組んだ。

【取組例】

(1) グループホーム事業	
【取組内容・結果】 (事業内容) 地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行う。 (実績) 月あたり利用人数 3,911人 [参考:令和3年度 3,411人]	【今後の方向性】 引き続き事業を実施していくが、個人単位でのホームヘルプサービスの制度や、各種加算などの制度の継続について、利用しやすい制度となるよう、引き続き国に対して要望する。
【評価・課題】 グループホームの利用にあたり、重度の障がいのある方が増えており、現行基準で考えられているグループホームの人員だけでは支援できない部分がでてきている。	
(2) グループホーム整備助成事業	
【取組内容・結果】 グループホームの開所希望があれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に対応している。	【今後の方向性】 重度障がい者等の受入にかかる整備補助事業について、活用を希望する法人に対し手続きを案内し支援していく。
【評価・課題】 グループホームでの重度障がい者の支援のために必要となる改造工事費の負担が大きい。	
(3) 児童発達支援センター	
【取組内容・結果】 (事業内容) 障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域における中核的な支援機関として、障がい児やその家族への相談、障がい児を支援する事業所への援助・助言を行う。 (実績) 11か所	【今後の方向性】 児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、児童発達支援センターが他の事業所等と連携を図れるよう取り組む。
【評価・課題】 児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。	

3 スポーツ・文化活動等

障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりに取り組んだ。感染症拡大の影響により減少した長居・舞洲障がい者スポーツセンターの利用者数については回復傾向にある。

【取組例】

(1) 各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置	
【取組内容・結果】 各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供 スポーツセンター:24施設 計46名 プール:18施設 計52名	【今後の方向性】 引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めていく。
【評価・課題】 早期のスポーツ指導員等の配置、その情報提供	
(2) 障がい者スポーツセンターの運営	
【取組内容・結果】 長居・舞洲障がい者スポーツセンターでは、専門性の高い指導員を配置し、障がいのある人を中心に「いつ一人で来館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことができる」を基本方針として運営。個人の指導、スポーツ教室の開催など、各種事業を実施するとともに、地域のスポーツ施設とも連携し、障がい者スポーツ振興に取り組む。 (令和4年度実績) スポーツ施設利用者数 長居:延127,787人 舞洲:延85,315人 宿泊研修施設利用者数 舞洲:延9,937人	【今後の方向性】 障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりに引き続き取り組んでいく。
【評価・課題】 様々な利用者ニーズへの柔軟な対応など、サービス向上に取り組むほか、コロナ禍の状況を踏まえ、自宅でも気軽に運動ができるよう動画をホームページに公開するなど、積極的な情報発信に努めており、引き続き、利用者のニーズを把握しながら改善を図り、サービスの向上に努める必要がある。	

(3) 長居障がい者スポーツセンター建替整備	
【取組内容・結果】 新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の基本理念・コンセプト、建築計画等の基本的な考え方を取りまとめるため、基本構想検討会議を開催のうえ、必要な調査・検討を実施し、令和5年3月に基本構想を策定。	【今後の方向性】 基本構想で示した考え方をより具体化するため、令和5年度中に基本計画を策定し、建替を進める。
【評価・課題】 整備・運営に向けて、今後実施する基本計画、PFI 導入可能性調査、設計の過程において、詳細な検討が必要。	

第3章 地域生活への移行のために

1 施設入所者の地域移行

入所施設からの地域移行を促進できるよう、施設を訪問して情報交換を行うなど、施設生活の実態把握や必要な支援について検討を行った。また、地域で暮らす受け皿づくりとして、地域の関係機関のネットワーク構築や地域生活を支援する事業の周知に努めた。

【取組例】

(1) 施設入所者地域生活移行促進事業

【取組内容・結果】 施設入所者が地域移行を検討するにあたり、地域移行支援の申請前に退所後の地域生活のイメージを持てるよう、施設からの計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業の検討を行った結果、事業を開始した。	【今後の方向性】 新型コロナウイルス感染症に十分配慮しつつ、新たな事業の周知等を通して、施設入所者の意向確認や地域生活のイメージづくりの支援に努める。
【評価・課題】 施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業を令和4年8月より開始した。今後は、事業の利用を促進するため、障がい者支援施設や施設入所者に対して、事業の周知等に努める必要がある。	

(2) 地域定着支援

【取組内容・結果】 (事業内容) 居宅において単身等で生活する者との常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談支援等を提供する。 (実績) 利用者数 759人(月当たり利用人数の平均)	【今後の方向性】 市内全域において、地域定着支援のさらなる利用促進に向けた周知を図る。
【評価・課題】 利用者数は増加傾向にあるが、地域によって利用者数に差異が見られるため、引き続き必要な方が円滑に利用できるよう周知が必要。	

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

精神科病院からの地域移行の推進に向けて、病状が安定していながら入院が長期化している方に対する退院に向けた支援につなげるための病院訪問による面談などに取り組むとともに、ピアサポーターとの交流による支援を行い、退院意欲の向上に努めた。また、家族への支援として、精神障がい者家族教室については継続して開催した。

【取組例】

(1) 地域生活移行推進事業

【取組内容・結果】 地域生活移行推進事業利用者に対しピアサポーターとの交流による支援を行い当事者の視点で寄り添いながら退院意欲の向上を図った。(事業利用者3人、ピアサポーターによる支援10回)	【今後の方向性】 ピアサポーターによる当事者支援を継続し退院意欲の向上を図る。
【評価・課題】 ピアサポーターによる支援	

(2) 精神障がい者家族教室

【取組内容・結果】 各区保健福祉センターにおいて、精神障がい者を持つ家族に対して精神障がいに関する知識の提供や疾病についての正しい理解を促すため家族教室を開催した。(287回開催、1,501人参加)	【今後の方向性】 家族教室を継続して開催する。
【評価・課題】 家族教室開催の周知	

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育
<p>・施設環境への補助や保育現場への助言・指導を通じて、保育施設における障がい児の受け入れ促進を図った。</p> <p>・「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に向け、医療的ケアの必要な児童生徒在籍校に看護師を配置するなど、学校内の支援体制の充実を図った。また、中学校等を対象に、職場実習先の新規開拓や教員講習を実施するなど、就労に備えた支援を実施した。</p>

【取組例】

(1) 障がい児保育事業	
<p>【取組内容・結果】 民間運営委託保育所及び民間保育所への特別支援保育にかかる補助</p> <p>【受入れ状況】 公立保育所55か所 381人 公設置民営保育所32か所 163人 民間保育所等388か所 1,377人</p>	<p>【今後の方向性】 支援が必要な児童の実態把握や保育施設等の職員への助言・指導を目的として特別支援保育巡回指導講師を派遣し、特別支援保育の推進に努める。</p>
<p>【評価・課題】 障がい児の受入れ促進と保育内容の充実を図る。</p>	
(2) 学校園への巡回相談	
<p>【取組内容・結果】 巡回指導実施件数 幼稚園 100件 小学校 397件 中学校 94件</p>	<p>【今後の方向性】 多様化する相談内容に対応し、相談を実施</p>
<p>【評価・課題】 障がいの多様化への対応</p>	
(3) 医療的ケアの必要な児童生徒在籍校への看護師の配置	
<p>【取組内容・結果】 計59校 65名</p>	<p>【今後の方向性】 看護師配置とともに教員への医療的ケアに関する研修の実施を推進し、校内支援体制の充実を図る</p>
<p>【評価・課題】 地域の小・中学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒は増加傾向であり、適切で効果的な配置を検討する</p>	
(4) 中学校等を対象とした職場実習の支援等	
<p>【取組内容・結果】 ジョブアドバイザーの活動結果 保護者講習 201回 教員講習 194回 企業開拓 43社 研修支援 31回 就労支援 60回</p>	<p>【今後の方向性】 今後も、各中学校・義務教育学校、元市立特別支援学校、高等学校自立支援コースのキャリア教育の充実を図る</p>
<p>【評価・課題】 現場実習先の新規開拓</p>	

2 就業
<p>障がい特性にあわせた多様な職業訓練や、地域の社会資源と連携したライフステージを通じた「仕事」と「生活」の総合的な支援を実施し、職場定着も含めた就業支援の向上に努めた。また、障がい者福祉施設製品の販売促進に取り組み、障がい福祉施設等の工賃や製品の認知度向上に努めた。</p>

【取組例】

(1) 障がい者就業・生活支援センター	
<p>【取組内容・結果】 中央センター 1か所 地域センター 6か所 利用登録者数 4,521人(うち新規 519人) 相談件数 18,365件 就職者数 217人 《新規相談の主な経路》 ・ハローワーク 93人 特別支援学校 70人 福祉サービス事業所(就労移行支援を除く) 69人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 56人</p>	<p>【今後の方向性】 就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。</p>
<p>【評価・課題】 ネットワーク構築の更なる拡充が求められている。</p>	

(2) 障がい者福祉施設製品販売促進支援事業	
【取組内容・結果】 インターネットショッピング アクセス数 7,838回 販売額 108,290円 イベント販売会等 開催回数 10回 販売額 1,702,190円 ・市役所ロビーを活用し、障がい者福祉施設の製品を常設販売(試行実施) ・障がい者雇用月間等のイベント開催にあわせ、市役所ホールにおける製品販売会を継続実施	【今後の方向性】 SNSでの発信などを通じて、引き続き製品販売の促進に取り組むとともに、販売会の場が市民の障がい理解の促進にもつながるよう工夫していく。
【評価・課題】 更なる販路の拡充及び取組みの周知・啓発。	
(3) 大阪市重度障がい者等就業支援事業	
【取組内容・結果】 重度障がいのある人等に対する就業にかかる支援 令和4年度利用者数 30人	【今後の方向性】 就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。
【評価・課題】 利用者数は前年度実績を上回っている。	

第5章 住みよい環境づくりのために

1 生活環境

・不特定多数の方が利用する都市施設の整備や、公園、駐車場等の整備については、関係事業者と協議等を重ね、車いす専用駐車スペース等の設置、出入口の段差解消やスロープ化等のバリアフリーの推進を図った。
 ・障がいのある人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の情報提供を行う等、障がいのある人の円滑な賃貸住宅確保の支援を推進した。

【取組例】

(1) バリアフリー化の推進に向けた民間事業者との事前協議	
【取組内容・結果】 協議件数 511件 うち共同住宅協議件数 225件	【今後の方向性】 引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。
【評価・課題】 511件の協議を行いバリアフリー化の推進に努めた。	
(2) 公園の出入口等の整備	
【取組内容・結果】 公園の出入口段差の解消や、階段のスロープ化等の整備について、令和4年度は4公園で整備した。	【今後の方向性】 引き続き、公園の出入口段差の解消や階段のスロープ化等に努めていく。
【評価・課題】 公園の出入口段差の解消や階段のスロープ化等の整備を進めているが、依然として未整備の箇所が多数点在している。	
(3) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録	
【取組内容・結果】 【セーフティネット住宅登録実績】 6,843戸(609件)	【今後の方向性】 引き続きセーフティネット住宅の登録を行い、大阪府やOsakaあんしん住まい推進協議会等と連携し情報提供を行う。
【評価・課題】 継続的な取組みが必要	

2 安全・安心

- ・「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めるとともに、施設及び住宅の防災体制の強化を図った。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生時においても、障がい福祉サービスを継続利用できるよう体制整備に努めた。

【取組例】

(1) 大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	
【取組内容・結果】 ・「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者への提供をすすめるとともに、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めている。	【今後の方向性】 引き続き実施
【評価・課題】 引き続き、避難支援関係者への名簿の提供及び個別避難計画の作成を進めるとともに、災害時における地域の取り組みについて支援を行う。	
(2) 社会福祉施設等の防災対策	
【取組内容・結果】 消防法令に基づき自衛消防訓練を実施した。 自衛消防訓練実施数:1980回	【今後の方向性】 引き続き消火訓練及び避難訓練の定期的な実施の定着を図るとともに、訓練が実施できていない施設に対して指導を行う。
【評価・課題】 施設が消火訓練及び避難訓練を定期的実施することが必要。	
(3) 障がい福祉サービスの継続利用	
【取組内容・結果】 ・障がい福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について、国通知に基づき、柔軟な対応を実施。 ・障がい福祉サービス等が安定的・継続的に提供されるよう、障がい福祉サービス事業所等を対象とした「業務継続計画(BCP)策定支援研修」を実施。 ・高齢者や障がい者の入所施設や通所系・訪問系サービス事業所等の介護従事者を対象とした定期的なPCR検査を実施。入所施設・居住系サービス事業所については、大阪府事業を併用することにより頻回検査を実施。 ・大阪府の事業を活用し、感染管理認定看護師(ICN)等の専門家を社会福祉施設等に派遣。 ・陽性者や濃厚接触者となったサービス利用者への支援継続に当たり、施設・事業所において通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費が生じた場合の補助事業を実施。	【今後の方向性】 引き続き、障がいのある人が安心・安全に障がい福祉サービスを継続利用できるよう、必要な施設・事業所への支援等を実施する。
【評価・課題】 新型コロナウイルスの診断・治療やワクチン接種等にかかる費用の全額公費負担を希望する声がある。	

第6章 地域で安心して暮らすために

1 保健・医療

- ・身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられるよう、引き続き協力医療機関の確保に取り組むとともに、一般歯科医院での治療が困難な人の診療機会を確保に向けて歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めた。
- ・重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用して、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実に取り組んだ。

【取組例】

(1) 重症心身障がい児者医療コーディネート事業	
【取組内容・結果】 地域の協力医療機関の確保 363か所(平成28年～令和4年度) 地域のかかりつけ医の紹介 97名(平成28年～令和4年度)	【今後の方向性】 ・地域偏在を解消し、登録数の比較的少ない精神科・心療内科・脳神経外科を積極的に確保する ・成人で高度専門病院を主治医としている登録者へのアプローチ
【評価・課題】 ・協力医療機関については、地域や診療科の偏在がある ・地域のかかりつけ医の必要性について、20歳未満の重症児は出生時の医療機関とのかかわりが深いため、あまり感じていない	

(2) 障がい児(者)歯科診療事業	
【取組内容・結果】 障がい児(者)の歯科診療の機会を確保し、障がい児(者)の歯科保健の向上、健康保持増進を図る。 (診療件数2,998件)	【今後の方向性】 引き続き、取組を継続する。
【評価・課題】 地域の歯科診療機関において治療が困難な障がい児(者)の歯科診療の機会確保のため、引き続き取組を継続する必要がある。	
(3) 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業)	
【取組内容・結果】 医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する法人に事業を委託し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を実施した。	【今後の方向性】 引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成と確保を進めつつ、配置と活動状況についての調査を行い、状況の把握を行う。
【評価・課題】 当事業において養成した医療的ケア児等コーディネーターの配置及び活動状況を把握したうえで、医療的ケア児やその家族への相談ニーズに対応できる体制について検討する必要がある。	
(4) 地域生活安定支援事業	
【取組内容・結果】 回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。 (地域生活向上教室:278回、延1,081人)	【今後の方向性】 本市HPなどを利用した事業周知
【評価・課題】 安定した相談者数の確保	